［条を削る。］

［条を削る。］

（合併及び分割の認可の申請）

第二条の十　法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七　［略］

２　［略］

（記録）

第二条の十一　法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　使用施設等の施設管理（第二条の十一の七に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間

（溶接検査を要しない場合）

第二条の九　法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして法第五十五条の三第一項の検査を受けないで使用することを承認した場合

二　漏止め溶接のみをした第二条の六第七号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

三　使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号ヌに規定する試験研究用等原子炉の附属施設のうちの主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものを使用する場合

（溶接検査実施要領書）

第二条の九の二　原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第二条の十　原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（合併及び分割の認可の申請）

第二条の十の二　法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

２　［同上］

（記録）

第二条の十一　法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　施設検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間